

教育分野における情報化の先進事例等の実態調査

仕様書

平成 22 年 4 月

総務省

1. 件名

「教育分野における情報化の先進事例等の実態調査」の請負

2. 概説

本仕様書は、「教育分野における情報化の先進事例等の実態調査」の請負についての仕様を規定するものである。

3. 目的

本実態調査は、日本の公立小学校におけるICT機器^{※1}の利用状況及び先進事例^{※2}並びに諸外国の教育分野における取組や先進事例等の実態を調査し、国内の実態と傾向について国際的な見地から比較検証し、教育分野における情報化における現状と課題を明らかにするとともに、総務省が別に実施する「東日本地域におけるICTを利活用した協働教育の推進に関する調査研究」及び「西日本地域におけるICTを利活用した協働教育の推進に関する調査研究」（以下「協働教育の推進に関する調査研究」という。）の実証結果を踏まえ、ICTを利活用した協働教育を推進・普及するためのガイドライン（手引書）として取りまとめることを目的とする。

※1 本実態調査において対象とするICT機器は、コンピュータ、インタラクティブ・ホワイト・ボード、携帯情報端末（携帯電話及び携帯ゲーム機を含む。）とする。

※2 先進事例とは、ICT機器を授業において継続的に利活用している又は双方向による学校と家庭や地域との情報共有・情報発信若しくは学校、家庭間の学習連携の手段としてICTを利活用している事例とする。

4. 教育分野における情報化の先進事例等の実態調査の内容及び実施方法

本実態調査の実施に当たっては次の方法により情報流通行政局情報通信利用促進課（以下「主管課」という。）と協議の上、行うものとする。

（1）国内の教育分野における情報化の先進事例の実態調査

ア 公立小学校におけるICT機器の導入状況及びICTによる学校と家庭、地域間の連携の実態について、文献、インターネット等により情報を収集するとともに、教育の情報化の知見を有する有識者、研究者へのヒアリング調査により抽出される10地域10校以上（協働教育の推進に関する調査研究の実証校を除く。）の先進事例に取り組んでいる公立小学校の教職員、保護者等関係者に対するアンケート及びヒアリング調査を実施※し、学校現場におけるICT機器の利活用実態及び双方向による学校と家庭や地域との情報共有等連携の手段としてのICTの利活用実態につ

いて調査する。

なお、抽出する先進事例の具体的内容については、特定の教科や特定のICT機器の利活用等に偏ることなく先進事例を網羅的に選定すること。

※ 具体的な調査の実施手法は、以下を基本とし、請負者において適切かつ効果的な手法を選定すること。

①教職員：ICT機器を管理、授業において利活用している教職員及びICTを用いて学校と家庭、地域との連携を行っている学校における教職員に対するアンケート及びヒアリング調査

②保護者：ICTを用いて家庭との連携を行っている保護者に対するアンケート調査

③その他関係者：調査対象の学校に係る教育の情報化を進める自治体、教育委員会の担当者に対するヒアリング調査

イ アによる調査結果については、それぞれのICT機器の概要、特長及び利活用方法を明らかにするとともに、公立小学校における教育の情報化の実態と傾向、ICTの利活用を進める上で必要となる条件や環境等について、以下の各項目に応じてとりまとめること。

(7) 授業におけるICT機器の具体的な利活用方法

①整備しているICT機器の種別、利用頻度及び設置状況

②それぞれのICT機器の特性に応じた特徴的な利活用事例（教科別の利活用方法、使用するデジタル教材（教科書）等）

③ICT機器の利活用による教育効果、教員と児童、児童同士のコミュニケーション面における効果

④ICT機器の活用に関する研修会の開催、外部支援員の活用など、研修・支援体制の内容、実施頻度、受講率などの実態と効果

⑤地域・学校における教育の情報化の導入計画・指導計画など特徴的な取組の実態

⑥ICT機器の利活用の際の課題

(イ) 学校と家庭、地域との連携におけるICTの利活用方法

①保護者や地域との情報共有・情報発信の内容と方法、活用頻度等の実態と効果

②学校と家庭間における学習連携等のICT機器の利活用実態と効果

③学校と家庭、地域との連携におけるICTの利活用の課題

(ウ) ICT機器等の日常的な運用・管理方法

①ICT機器の運用・管理方法

②デジタル教材（教科書）の管理、作成、共有方法

③ICT機器等の運用・管理における課題

(2) 諸外国の教育分野における情報化の実態調査

ア 調査概要及び調査方法について

教育分野の情報化に関する諸外国における行政機関や団体における推進の取組状況、公立の小学校の普通教室等におけるICT機器の導入・活用状況について、文献・インターネット調査及び有識者や研究者へのヒアリング調査により明らかにすること。

イ 調査の具体的な内容と調査手法について

英国、米国等欧米地域において先進的な取組みをしている地域、韓国、シンガポール等アジア地域において先進的な取組みをしている地域等5ヶ国以上を調査対象として抽出、主管課と協議の上、確定し、調査すること。

各国の特徴的な取組みについて、国内の教育の情報化の現状、課題と照らし合わせたうえで、比較検討、評価、考察を行うこと。

(3) 報告書の作成

上記(1)及び(2)の結果を取りまとめ、報告書を作成する。報告書の作成に当たり、外部機関が作成した統計データ及び図表等を使用する場合は、その出典を明らかにすること。

5. ガイドラインの作成

4. における実態調査の結果及び協働教育の推進に関する調査研究における調査結果を踏まえ、ICTを利活用した協働教育の全国への普及に向けて、以下の想定される3つのテーマ(案)により構成されるガイドライン(手引書)を作成すること。なお、ガイドライン(手引書)については、総務省が設置する有識者による研究会における議論等を踏まえること。

【想定されるテーマ(案)】

- ・ 導入編：ICT環境の構築パターン・導入例、推進体制等に関するガイドライン等
- ・ システム編：校内LANやタブレットPC等の推奨システム、児童1人1台のPC環境でのセキュリティ設定、クラウド・コンピューティング技術を活用した協働教育プラットフォームの構築に関するガイドライン等
- ・ 教育編：ICT機器の特性に応じた具体的な活用事例、学校と家庭との連携における活用方法、教育コンテンツの作成・管理等に関するガイドライン等

6. 記録映像資料の作成

請負者は協働教育の推進に関する調査研究の請負者から各実証フィールド(合計10校程度)における実証について記録映像の提供を受け、すべての実証フィールドの記録映像を取りまとめた記録映像資料(30分程度)を作成すること。なお、記録映像資料は、ガイドライン(手引書)と併せて全国への普及のために利用することを予定していることから、第三者においても理解しやすい構成・内容とし、必要な提出媒体、ファイ

ル形式など映像素材の条件、提出期限等について、協働教育の推進に関する調査研究の請負者に指示すること。

7. 有識者研究会の運営等

5. ガイドライン（手引書）の作成等を行うため、総務省が有識者による研究会※を平成23年3月31日までに6回前後開催するので、請負者は、当該研究会の事務局の補助者として、主管課の指示のもと、会議の日程調整、会議資料のとりまとめ・印刷、研究会議事録の作成など、厳正かつ公平な研究会の運営を行うこと。

※ 有識者委員（10名程度）の選定・委嘱、諸謝金・旅費の支払、会議開催場所の確保については総務省が行うものとする。

8. 請負期間

契約締結日から平成23年3月31日（木）

9. 納入成果物

- (1) 教育分野における情報化の先進事例等の実態調査（報告書（A4判、製本）50部、電子媒体（DVD-R等）2部）
- (2) ガイドライン（手引書（A4判、製本）2000部、電子媒体（DVD-R等）2部）
- (3) 記録映像資料（電子媒体（DVD-R等 2000部））

10. 成果物の納入場所及び納入期限

(1) 実態調査報告書

ア 納入場所

主管課

イ 納入期限

平成23年2月28日（月）

(2) ガイドライン及び記録映像資料

ア 納入場所

主管課並びに全国都道府県及び市区町村

※ 成果物は、主管課による検査を受けた後、全国都道府県及び市区町村に発送すること。

イ 納入期限

平成23年3月31日（木）

11. 入札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

ア 本調査に係る入札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりで

ある。

イ 要求要件は必須の要求要件とそれ以外の要求要件がある。

ウ 「※」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。

エ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、総合評価基準（別添）に基づくものとする。

オ 本調査の請負者は、協働教育の推進に関する調査研究を請け負うことができないものとする。

（２）要求要件の詳細

①調査内容等・手法

①－１ 調査内容等の妥当性

※仕様書記載の調査内容等についてすべて提案されていること。

- ・調査内容等が具体的に提案されていること。仕様書に示した内容に加えて、独自の提案がされていること。

①－２ 調査手法の妥当性

- ・調査項目・手法が適切かつ具体的に提案されていること。
- ・調査手法に創意工夫がみられること。

①－３ 作業計画の妥当性

- ・作業の手順、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性があること。
- ・作業手順が効率的であること。

②業務実施能力

②類似調査等の実績

※教育の情報化に関連する調査実績又は知見を有すること。

- ・教育関係者、保護者等へのアンケート及びヒアリング調査の実績があること。
- ・教育関係者向けのガイドライン又はこれに類するものを作成したことがあること。
- ・国の行政機関が開催する委員会の運営をした実績があること。

③業務実施体制

③業務実施体制

※本業務を実施可能な専門の体制、人員の確保がなされていること。

- ・業務従事予定者は、調査内容等に関連する豊富な知識・経験を有していること。
- ・教育の情報化等本件調査内容に関する知識や実績を有する者の協力が得られる体制が確保されていること。
- ・映像資料作成に関する知見及び技術を有する者の協力が得られる体制が確保されていること。

12. 知的財産権等

- (1) 請負者は、本契約に関して総務省が開示した情報等及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること（公知の情報等は除く）。

なお、当該情報等を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に主管課に承認を得ること。

- (2) 本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権法第27条及び28条に定める権利を含むすべての著作権及びノウハウ（営業秘密）は総務省に帰属し、総務省が独占的に使用するものとする。ただし、請負者は、本契約履行過程で生じた著作権及びノウハウ（営業秘密）を自ら使用又は第三者をして使用させる場合は、総務省と別に定める使用契約を締結するものとする。

なお、請負者は総務省に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。

- (3) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、総務省が特に指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続を行うこと。この場合、請負者は当該契約等の内容について事前に主管課の承認を得ることとし、総務省は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

- (4) 本契約に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の要因が専ら総務省の責めに帰する場合を除き、請負者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、総務省は係る紛争等の事実を知ったときは、請負者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

13. その他

- (1) 本件実態調査は請負者が主体となって行うものであるが、必要に応じて作業状況を主管課に報告すること（毎月1回以上）。なお、4.（1）の教育分野における情報化の先進事例等の実態調査について、平成22年9月30日（木）までに中間報告を行うこと。

- (2) 本件請負に必要な機器・物品は請負者において用意すること。

- (3) 詳細、疑義については、主管課の指示によること。